

(案)

ささえあいプラン

(第3期松山市地域福祉計画)

(市長挨拶)

<目次>

第1章 ～計画の策定にあたって～

1. 計画策定の背景	1
2. 計画の位置づけ	3
3. 計画の期間	4
4. 計画策定の体制	5
5. 計画の根拠法令	6

第2章 ～松山市の特性と現状～

1. 松山市の特性	7
2. 松山市の状況	7
3. 地域圏域の設定について	8
4. 松山市の基礎データ	10

第3章 ～計画の基本的な考え方～

1. 「ささえあいプラン」の基本目標 —どんなまちを目指すか—	20
2. 「ささえあいプラン」の個別目標	21
3. 「ささえあいプラン」の体系	21

第4章 ～具体的な取り組み～

1. 地域コミュニティの形成	
(1) 住民参加の理解と促進	23
(2) 地域活動の拠点づくり	30
(3) 地域情報の活用	35
(4) 地域包括ケア体制の整備	43
2. 福祉サービスの健全な発達と適切な利用促進	
(1) 福祉サービスの質の向上	47
(2) 地域リーダーの養成	52
(3) 福祉サービスの適切な利用促進	56
3. 福祉の風土づくり	
(1) 福祉教育の充実	60
(2) ボランティの育成と活動支援	64
(3) 安全安心の確保	70

参考資料

1. 市民・事業者への地域福祉アンケート調査結果	80
2. 民生・児童委員（主任児童委員）へのアンケート調査結果	106
3. 地区社会福祉協議会へのアンケート調査結果	114
4. 松山市社会福祉審議会地域福祉専門分科会について	118

(このページは空白です)

第1章

～計画策定にあたって～

1. 計画策定の背景

(1) 地域福祉の推進

昨今、急速な少子高齢化の進行や人口減少社会の到来、情報化社会の進展など私たちを取り巻く社会情勢は大きく変化しています。生活様式が多様化し、地域コミュニティにおける人間関係の希薄化が進む中で、ひきこもりや孤立死、児童虐待など、公的サービスだけでは解決が困難な問題が顕在化しています。さらに、近年多発している大規模自然災害に備えるため、地域の絆やコミュニティの重要性があらためて認識されるようになっていきます。

地域福祉とは、このような福祉の問題に対し、住民、事業者（福祉サービスを提供している社会福祉法人等、さらには他の分野で事業を展開している企業等）、行政などの地域を構成する人々が協力して取り組んでいこうという考えです。誰もが住み慣れた地域で、自分らしく幸せに、また、健康に暮らしていくためには、一人ひとりが他人を思いやり、お互いに支えあう社会を目指した仕組みをつくっていくことが必要です。

(2) 計画策定の経緯

松山市において、第6次松山市総合計画では、健康・福祉分野の基本目標として「健やかで優しさのあるまち」を掲げ、誰もが社会とのつながりを保ちながら、安心して子どもを育て、元気でいきいきと暮らせるような地域の基盤づくりや、健康の増進、福祉の向上、介護や病気の予防推進に取り組むとともに、地域社会全体で支え合い助け合える、優しさのあるまちづくりを目指しています。

第1期地域福祉計画は、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを目指し、各個別の施策を横断的かつ総合的に推進するうえでの理念と、地域の福祉力を高めるための個別施策を主な内容とし、平成17年度に策定されました。平成22年度に策定した第2期地域福祉計画では、地域住民の支えあいに焦点を当て「みんなで、支えあい、助けあい、安心して、暮らしてゆきたい、このまちで」を基本目標として掲げました。また、地域の住民が福祉に参加しやすくなるように、「行政の役割」「事業者の役割」「住民の役割」を明記し、それぞれが今後どのように福祉に関わっていくことが望ましいかについてまとめました。

第3期地域福祉計画では、第2期計画で策定した基本目標を引き継ぎますが、前回計画の「行政の役割」を主眼に置き、行政として地域福祉を推進するために、事業者や住民とどのように関わっていくことが望ましいか、また住民が安心して

生活するために保健、福祉、医療の連携も視野に入れ整理しました。また、第3期地域福祉計画から誰もが覚えやすく、親しみやすい愛称として「ささえあいプラン」としました。

「ささえあいプラン」とは・・・

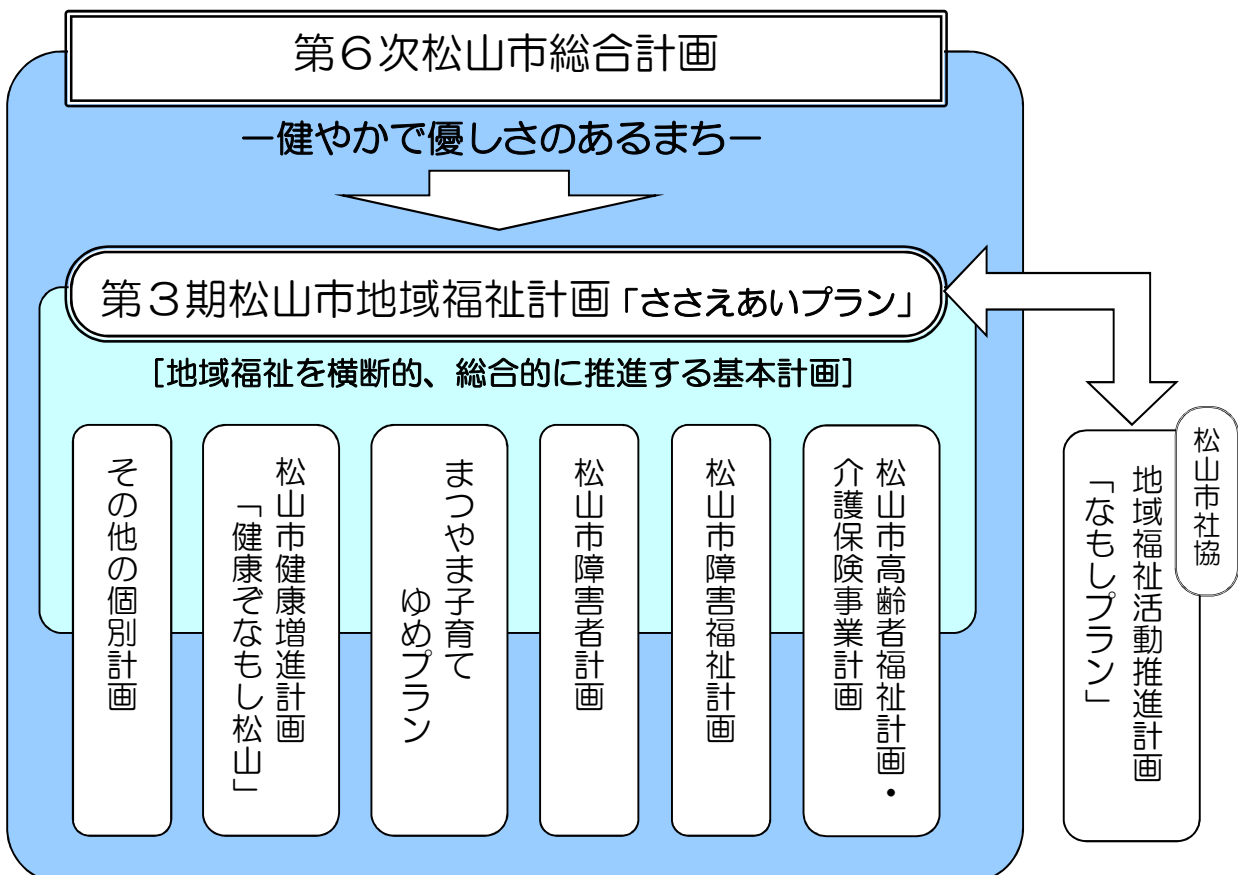
誰もが住み慣れた地域で、自分らしく幸せに、また安心して健康に暮らしていくためには、住民、事業者、行政が協働して地域福祉に取り組むと同時に、1人ひとりが地域とのつながりをもって、他人を思いやり、慈しみ、お互いに支えあうことが必要です。そこで、地域福祉を推進していくためのキーワードを「支えあい」として、第3期松山市地域福祉計画の愛称を誰もが覚えやすく、親しみやすい「ささえあいプラン」としました。（以降、第3期松山市地域福祉計画を「ささえあいプラン」といいます。）

2. 計画の位置づけ

松山市には、総合的な計画である「第6次松山市総合計画」や、「松山市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「松山市障害福祉計画」、「松山市障害者計画」、「まつやま子育てゆめプラン」、「松山市健康増進計画」といった個別の保健福祉部門計画があります。

「ささえあいプラン」は、第6次松山市総合計画の「健康・福祉」分野等の施策を具体化し、地域福祉を推進していくうえでの基本計画であるとともに、この計画は、各個別の保健福祉部門計画の施策についても横断的、総合的に推進する性格のものとなります。

また、松山市社会福祉協議会（以降「松山市社協」といいます。）では地域福祉活動推進計画「なもしプラン」を策定し、地区社会福祉協議会（以降「地区社協」といいます。）の活動を総合的に支援しています。「なもしプラン」とは地域福祉計画の理念や基本目標に基づき地域福祉を推進していくため、より具体的に記した活動計画です。従って、「ささえあいプラン」と連携し、地域の福祉力の向上を目指しています。



3. 計画の期間

計画期間は、平成26年度から30年度までの5ヵ年とします。

(計画期間中であっても、社会の状況が大きく変わったときなど、必要に応じて見直しを行います)

「ささえあいプラン」は松山市総合計画の健康・福祉にかかわる分野等を具体的に定めるものであり、5年間を実施期間とします。また、計画の評価については、実施期間中に行い、次期計画の基礎資料とします。

なお、松山市社協の策定している「なもしプラン」とは互いに連携を図っていく必要があると考え、計画期間を統一することとします。

		平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
総合計画	基本構想	平成25年度～平成34年度						
	基本計画	平成25年度～平成29年度					平成30年度～	
地域福祉計画 「ささえあいプラン」		平成26年度～平成30年度						
高齢者福祉計画 介護保険事業計画		～平成26年度	平成27年度～平成29年度				平成30年度～	
障害者計画		～平成26年度	平成27年度～平成31年度					
障害福祉計画		～平成26年度	平成27年度～平成29年度			平成30年度～		
まつやま子育て ゆめプラン※		～平成26年度	国が次世代育成支援対策推進法の延長を検討中					
松山市健康増進計画 「健康ぞなもし松山」		平成25年度～平成34年度						
「なもしプラン」 (松山市社協)		平成26年度～平成30年度						

※ まつやま子育てゆめプランについては、根拠法である次世代育成支援対策推進法が、平成27年3月31日までの時限立法であり（現在、国が延長を検討中）、新たに成立した子ども・子育て関連3法に基づき、平成27年3月までに「子ども・子育て支援事業計画（仮称）」を策定予定です

※ 平成26年度以降に改定される各計画の計画期間は予定です（点線部分）

4. 計画策定の体制

(1) 地域福祉に関するアンケート調査の実施

地域福祉計画の浸透度や、福祉に対する認識度、満足度などを把握するため、市民・事業者に対して、アンケート調査を実施しました。さらに地域の現状と課題を把握するため、民生・児童委員、地区社協に対して、アンケート調査を実施しました。それぞれの調査結果は「ささえあいプラン」の基礎資料として使用しました。

「地域福祉」に関するアンケート調査一覧

	調査対象者	調査数
市民対象調査 (結果はP80～)	18～79歳の市民 民生・児童委員地区(40地区)ごとに、年代別・男女別で5人を住民基本台帳から無作為抽出	2,795人配布 949人回収 回収率34.0%
事業者対象調査 (結果はP93～)	一般事業者、医療・介護事業者、社会福祉法人から無作為抽出	257件配布 154件回収 回収率59.9%
民生・児童委員 主任児童委員対象調査 (結果はP106～)	民生・児童委員、主任児童委員	975人配布 948人回収 回収率97.2%
地区社協対象調査 (結果はP114～)	地区社協	40地区配布 40地区回収 回収率100.0%

(2) ワーキングチームの設置

本計画の素案を作成するにあたって松山市、学識経験者、松山市社協で構成するワーキングチームを設置し、連携を取りながら勉強会を行いました。

(3) パブリックコメントの実施

本計画案について住民から広く意見を得るため、パブリックコメントを実施しました。

(4) 地域福祉専門分科会の実施

本計画を策定するにあたって、福祉関係者や学識経験者で構成する松山市社会福祉審議会地域福祉専門分科会を開催し、計画内容の審議、検討を行いました。

5. 計画の根拠法令

本計画は、社会福祉法第107条に基づく市町村地域福祉計画にあたる計画として策定しました。また、同法4条には、地域住民、社会福祉に関わるすべての人は、相互に協力して、あらゆる活動に参加する機会が与えられるように地域福祉の推進に努めなければならないことが記されています。

※ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

(このページは空白です)

第2章

～松山市の特性と現状～

1. 松山市の特性

瀬戸内の温暖で穏やかな気候に恵まれた松山市は、瀬戸内海に浮かぶ忽那諸島から高縄山系のすそ野を経て、重信川と石手川により形成された松山平野へと広がっています。明治22年12月15日の市制施行以来、政治・経済の中心都市として成長するとともに、俳人正岡子規をはじめ多くの文人を輩出する等、地方文化の拠点としての役割を果たしてきました。

このように、温暖な気候・風土の下で、温和・やんわりとした人当たりで、争いを好まないとされる気質や、お遍路さんを受け入れる「お接待の心（おもてなしの心）」が育まれました。

2. 松山市の状況

近年、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しつつあります。

松山市においても、住民基本台帳に基づく高齢化率（65歳以上の総人口における割合）は、23.6%（平成25年10月1日現在）と全国平均の25.1%（国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」より）をやや下回ってはいるものの、年々増加しています。65歳以上の高齢化率を地域別にみると興居島・中島ともに58.2%、立岩48.9%、五明42.3%等、島しょ部、山間部の高齢化がより深刻な状況です。また、合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に生む子ども数）は近年増加の傾向ではあるものの、平成23年4月には1.38人と、全国平均の1.39人を下回っていることから、松山市の少子高齢化はより深刻な問題となっています。

また、障害者手帳の交付数は年々増加しており、一人暮らしの高齢者も年々増加し、今後も増加していくと予測されます。さらに、1世帯あたりの平均世帯人数は減少傾向にあり、核家族化が進行している状況です。加えて、児童クラブ入会者数は毎年増加傾向にあり、ひとり親世帯や核家族の増加が影響していると推測されます。

3. 地域圏域の設定について

「ささえあいプラン」において、市内を以下の4つの圏域が重なり合っ構成されていると捉え、これらすべての圏域を、福祉力を高めていくべき「地域」と考えることとします。

① 松山市全域

→ 主として行政が中心となって、地域福祉推進の方向性を定め、松山市社協や地域包括支援センター等と連携・協働し、福祉サービスや地域福祉活動の基盤を整えていきます。

② ブロック圏域（市内10カ所の地域包括支援センター担当区域）

→ 高齢者等に対する総合相談機能を担っている地域包括支援センターが中心となり、福祉事業者や地域住民等との連携や協働によって福祉サービスの提供が行われるよう支援を行います。

③ 地域圏域（市内40カ所の民生・児童委員地区）

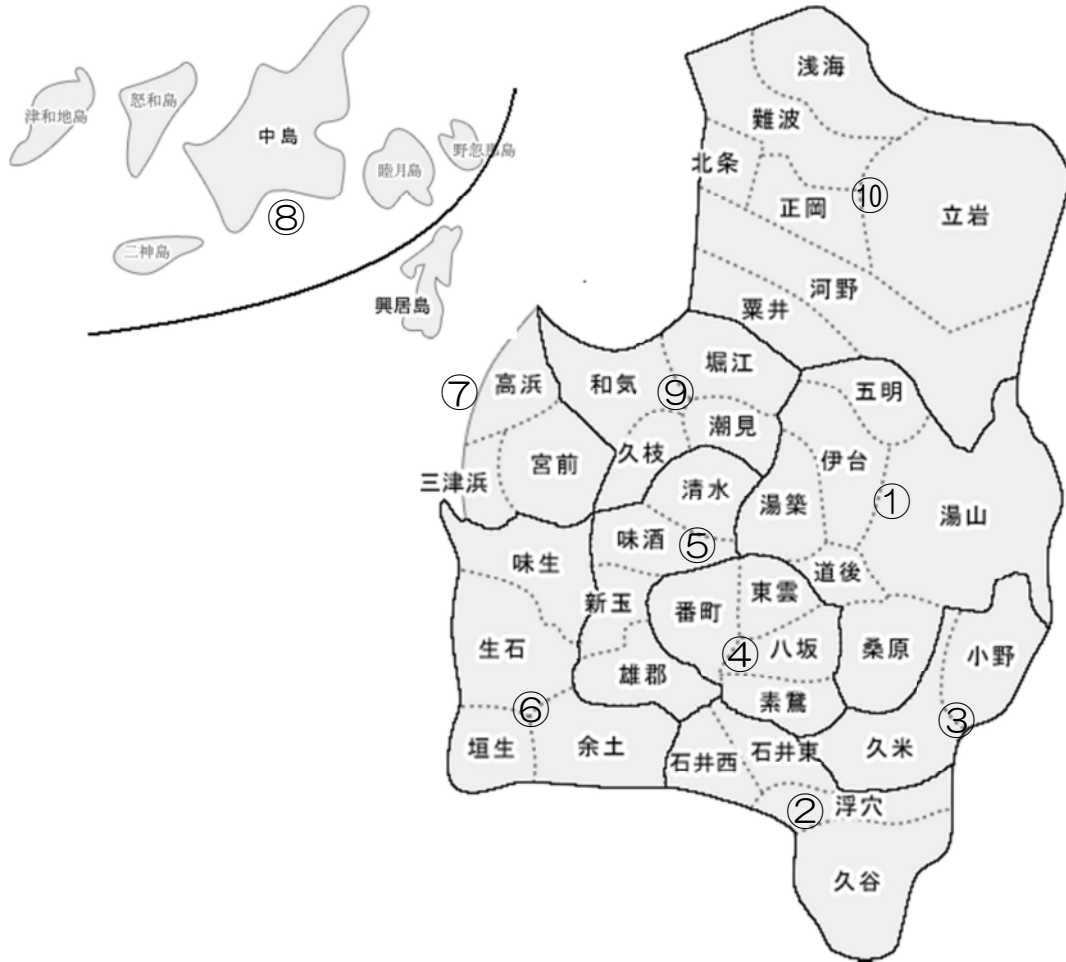
→ 松山市社協や地区社協等が中心となり、公民館、各種住民組織（町内会、高齢クラブ等）と連携しながら、福祉等各地域における様々な生活課題に関して、地域住民による福祉活動を展開していきます。

④ 小地域圏域（市内約1,000カ所の自治会・町内会）

→ 自治会、町内会等の各種住民組織が中心となり、行政や松山市社協、地区社協の協力を得ながら、各地域における生活課題に合わせた福祉活動を展開していきます。

このように、「①松山市全域」では、市内全域を把握する行政等が地域福祉を推進する体制を整え、「②ブロック圏域」では、圏域内の福祉等の公的機関や事業者等が連携しながら福祉等のサービスを提供し、「③地域圏域」「④小地域圏域」では、圏域内における地域の組織や住民等が、地域の実情に合わせた福祉活動を行っていくこととなります。

ブロック圏域と地域圏域



ブロック圏域	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
	桑原 道後	石井 久谷	小野 久米	東 拓南	城西 勝山	西	三津浜	中島	城北	北条
地域圏域	桑原 道後 湯築 伊台 五明 湯山	石井西 石井東 浮穴 久谷	小野 久米	番町 東雲 八坂 素鷲	清水 味酒 新玉 雄郡	味生 生石 垣生 余土	三津浜 高浜 宮前 興居島	中島	久枝 和気 潮見 堀江	北条 正岡 難波 浅海 立岩 河野 粟井
小地域圏域	市内約 1,000 力所の自治会・町内会									

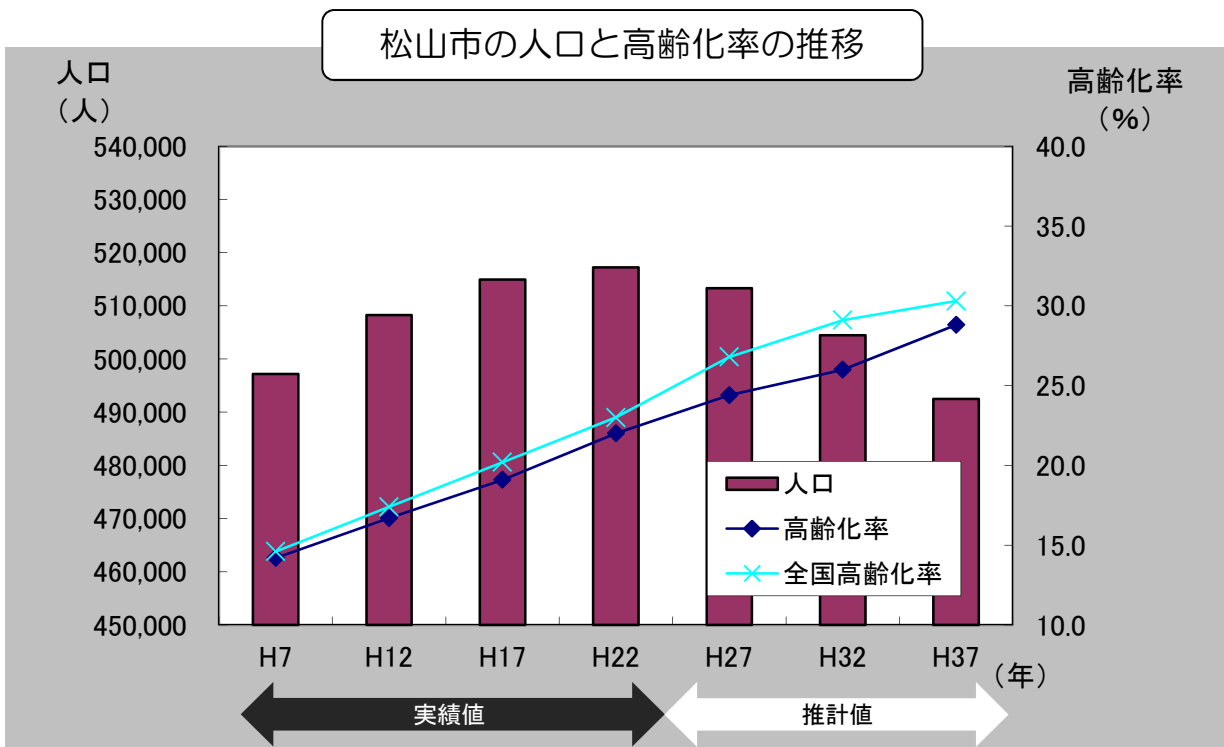
4. 松山市の基礎データ

① 松山市の人口と高齢化率の推移

	平成 7 年 (1995 年)	平成 12 年 (2000 年)	平成 17 年 (2005 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 32 年 (2020 年)	平成 37 年 (2025 年)
人 口 (人)	497,203	508,266	514,937	517,231	513,300	504,500	492,500
65 歳以上の 高齢化率 (%)	14.2	16.7	19.1	22.0	24.4	26.0	28.8
全国高齢化率 (%)	14.6	17.4	20.2	23.0	26.8	29.1	30.3

※ 出典：平成 22 年までは総務省「国勢調査」、平成 27 年以降は第 6 次松山市総合計画及び国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成 24 年 1 月推計）」

※ 平成 12 年以前は、旧北条市、旧中島町の人口を含む



○松山市の人口は 51 万人前後で推移していますが、今後の推計では減少傾向にあります。

○高齢化率（65 歳以上の総人口における割合）は全国平均をやや下回ってはいるものの、年々増加を続けています。

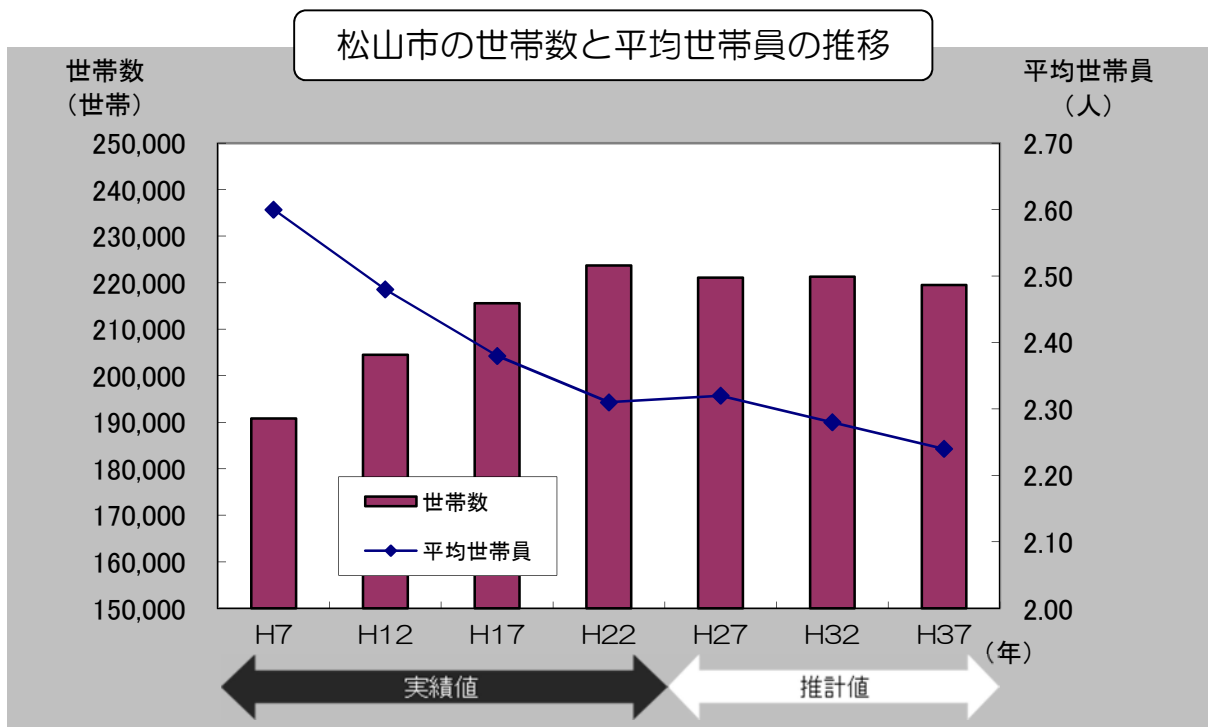
○平成 25 年 10 月 1 日現在の松山市推計人口は 516,554 人です。

② 松山市の世帯数と平均世帯員の推移

	平成 7 年 (1995 年)	平成 12 年 (2000 年)	平成 17 年 (2005 年)	平成 22 年 (2010 年)	平成 27 年 (2015 年)	平成 32 年 (2020 年)	平成 37 年 (2025 年)
世帯数 (世帯)	190,787	204,500	215,591	223,717	221,100	221,300	219,500
平均世帯員 (人)	2.60	2.48	2.38	2.31	2.32	2.28	2.24

※ 出典：平成 22 年までは総務省「国勢調査」、平成 27 年以降は第 6 次松山市総合計画

※ 平成 12 年以前は、旧北条市、旧中島町の人口を含む



○平均世帯員は、年々減少傾向にあり核家族化が進行しているといえます。

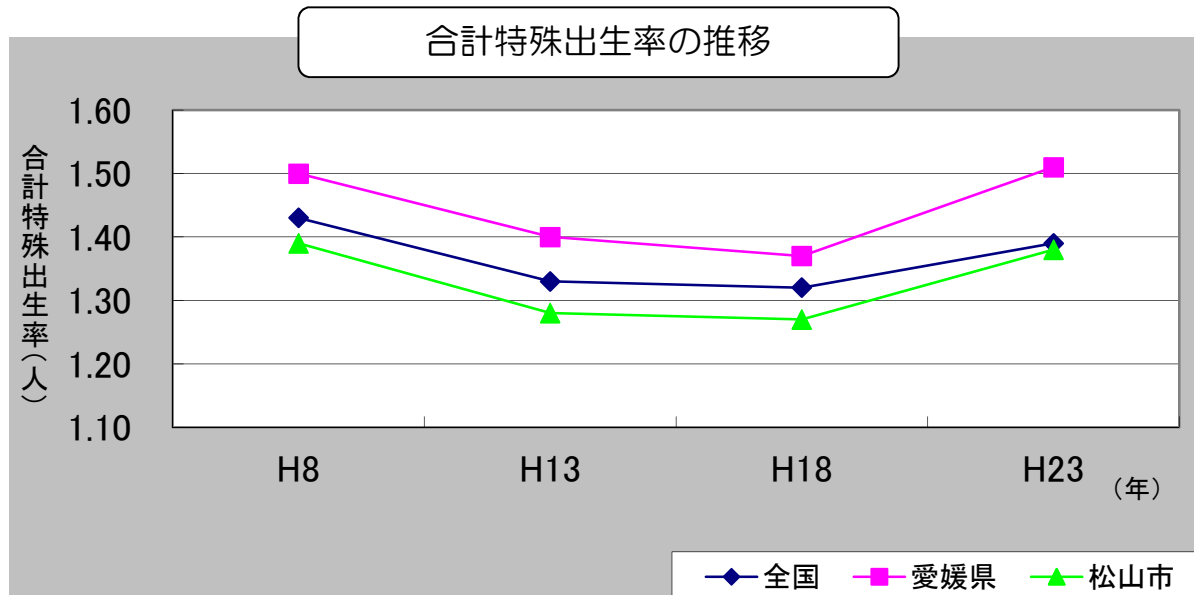
○平成 25 年 10 月 1 日現在の世帯数は 222,523 世帯、平均世帯員は 2.25 人です。

③ 合計特殊出生率*の推移

(単位：人)

	平成8年 (1996年)	平成13年 (2001年)	平成18年 (2006年)	平成23年 (2011年)
全 国	1.43	1.33	1.32	1.39
愛 媛 県	1.50	1.40	1.37	1.51
松 山 市	1.39	1.28	1.27	1.38

- ※ 出典：全国及び愛媛県の数値については厚生労働省人口動態統計
松山市については松山市保健所人口動態統計
- ※ 合計特殊出生率とは、15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する
- ※ 平成13年以前は、旧北条市、旧中島町の出生率を含まない



○松山市の合計特殊出生率は、平成17年が最低で1.22人でしたが、全国平均と同様にその後、増加傾向にあります。しかしながら、全国平均、愛媛県平均を下回り少子化傾向にあります。(合計特殊出生率2.08人で人口増加に転じるとされています)

④ 障害者手帳（身体・知的・精神）交付者数の推移

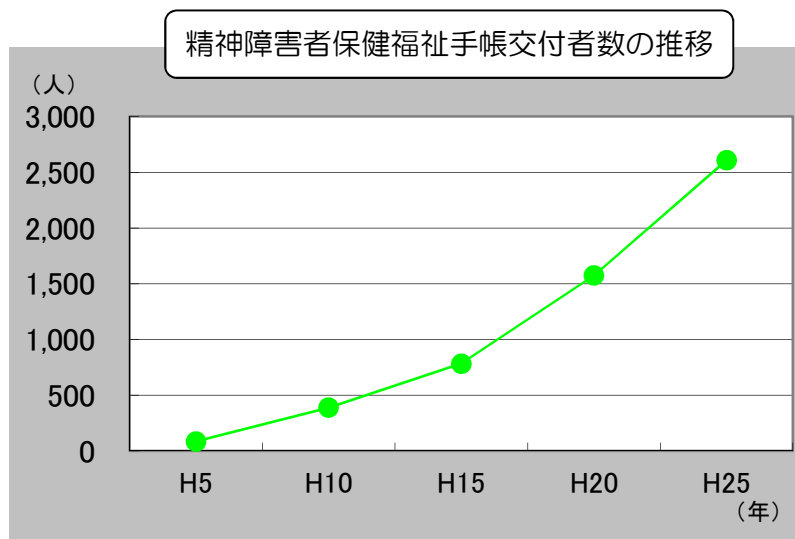
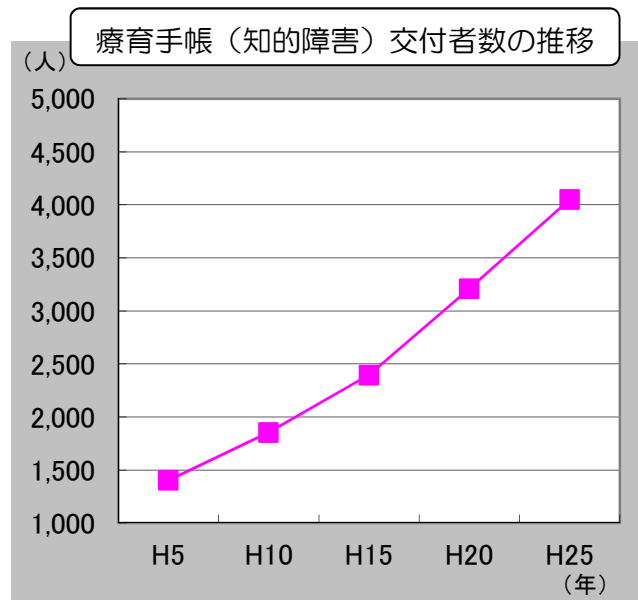
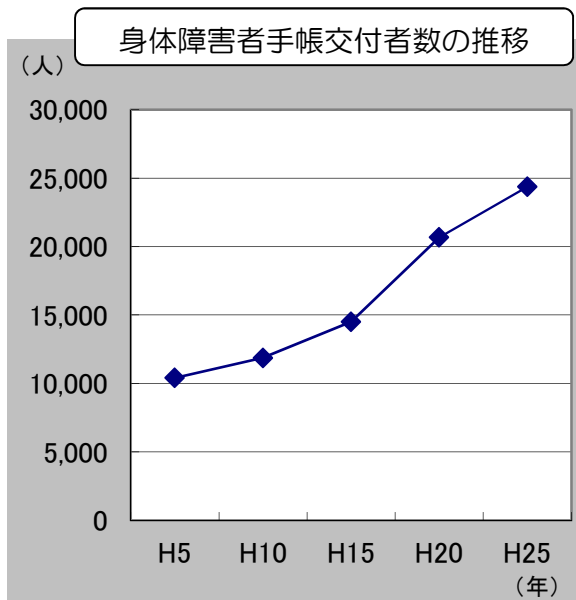
（単位：人）

	平成5年 (1993年)	平成10年 (1998年)	平成15年 (2003年)	平成20年 (2008年)	平成25年 (2013年)
身体障がい者	10,413	11,874	14,500	20,677	24,360
知的障がい者	1,403	1,855	2,394	3,209	4,051
精神障がい者	86	388	784	1,574	2,609

※ 各年4月1日現在数

※ 出典：身体障がい者（視覚、聴覚障がい者を含む）、知的障がい者・・・障がい福祉課
精神障がい者・・・愛媛県心と体の健康センター

※ 平成15年以前は、いずれも旧北条市、旧中島町の手帳交付者数を含まない



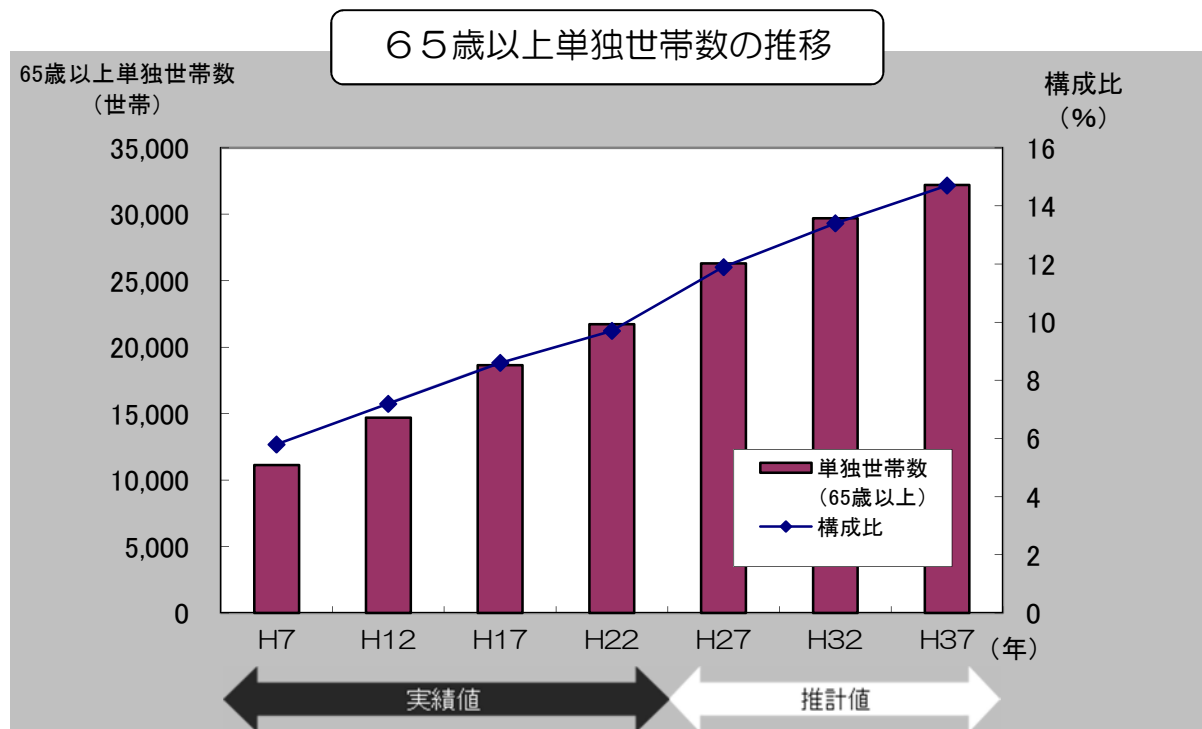
○身体、知的、精神ともに手帳の交付数は年々増加しており、平成25年4月には3障がい合わせて31,020人が手帳の交付を受けています。

⑤ 65歳以上単独世帯数の推移

	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)	平成37年 (2025年)
65歳以上 単独世帯数 (世帯)	11,116	14,688	18,646	21,731	26,300	29,700	32,200
全世帯数に 対する構成 比(%)	5.8	7.2	8.6	9.7	11.9	13.4	14.7

※ 出典：平成22年までは総務省「国勢調査」、平成27年以降は第6次松山市総合計画

※ 平成12年以前は、旧北条市、旧中島町の人口を含む



○65歳以上の単独世帯数（独居高齢者）は年々増加傾向にあり、全世帯に対する構成比率も高くなっています。

○平成25年の推計値は65歳以上の単独世帯24,500世帯、全世帯に対する構成比率11.6%です。

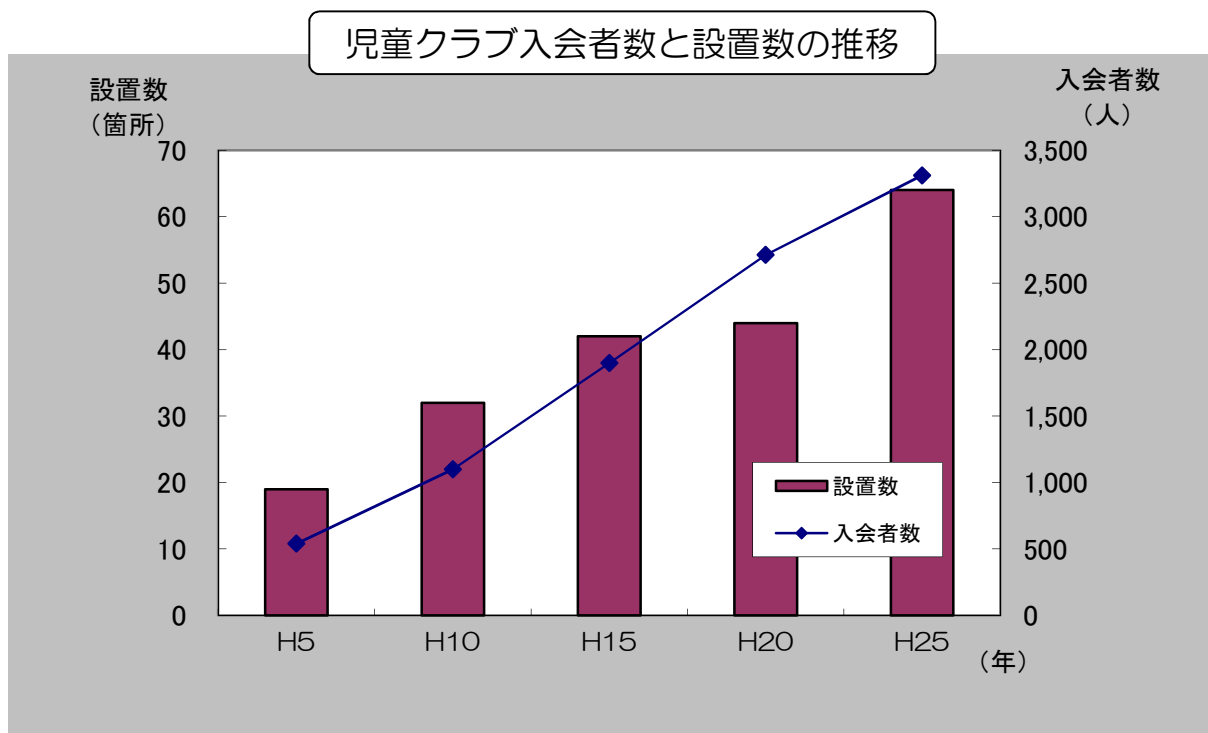
⑥ 児童クラブ入会者数と設置数の推移

	平成5年 (1993年)	平成10年 (1998年)	平成15年 (2003年)	平成20年 (2008年)	平成25年 (2013年)
入会者数 (人)	540	1,099	1,899	2,713	3,311
設置数 (箇所)	19	32	42	44	64

※ 各年4月1日現在数

※ 出典：子育て支援課

※ 平成15年以前は、旧北条市、旧中島町分を含む



○児童クラブ入会者数は毎年増加傾向にあり、ひとり親世帯や核家族の増加が影響していると推測されます。

○平成22年度の国勢調査では、松山市の18歳未満の世帯員がいる49,848世帯のうち、核家族が43,674世帯と87.6%を占めています。

⑦ 地区別の人口と高齢化率

地区名	地区人口 (人)	世帯数 (世帯)	幼年少 人口(人) 0-14歳	高齢者 人口(人) 65歳 以上	高齢者 人口(人) 75歳 以上	高齢化率 (%) 65歳 以上	高齢化率 (%) 75歳 以上	民生・児 童委員数 (人)	1人当 たりの世帯 数(世帯)
番 町	3,678	2,072	367	1,086	590	29.5	16.0	11(2)	188
八 坂	4,947	2,950	426	1,507	838	30.5	16.9	16(2)	184
東 雲	7,845	4,506	744	2,118	1,192	27.0	15.2	22(2)	205
素 鷲	19,677	11,188	1,912	5,223	2,728	26.5	13.9	45(3)	249
雄 郡	32,039	15,744	4,335	6,317	3,051	19.7	9.5	48(3)	328
新 玉	12,421	6,611	1,430	2,749	1,354	22.1	10.9	25(2)	264
清 水	22,983	12,645	2,572	4,969	2,617	21.6	11.4	47(3)	269
味 酒	21,834	11,779	2,669	4,660	2,364	21.3	10.8	40(3)	294
道 後	24,392	11,951	3,411	5,921	3,230	24.3	13.2	21(2)	244
湯 築								28(2)	
桑 原	26,050	12,211	3,569	6,031	2,872	23.2	11.0	38(2)	321
余 土	23,593	9,922	3,648	4,797	2,230	20.3	9.5	34(2)	292
垣 生	11,739	4,712	2,011	2,427	1,087	20.7	9.3	14(2)	337
生 石	19,222	8,169	2,872	4,277	1,964	22.3	10.2	25(2)	327
味 生	26,650	11,485	4,033	5,587	2,375	21.0	8.9	37(2)	310
宮 前	15,237	6,851	1,810	3,996	1,895	26.2	12.4	23(2)	298
三津浜	5,548	2,764	577	1,757	1,005	31.7	18.1	19(2)	145
高 浜	7,846	3,565	854	2,469	1,258	31.5	16.0	16(2)	223
興居島	1,348	719	42	785	503	58.2	37.3	12(2)	60
潮 見	11,075	4,705	1,714	2,405	1,073	21.7	9.7	20(2)	235
久 枝	20,223	8,689	3,131	4,002	1,729	19.8	8.5	27(2)	322
和 気	12,535	5,401	1,811	2,954	1,290	23.6	10.3	19(2)	284
堀 江	11,483	5,021	1,506	2,869	1,311	25.0	11.4	17(2)	295
五 明	549	268	43	232	148	42.3	27.0	6(2)	45
伊 台	6,056	2,488	863	1,432	620	23.6	10.2	10(2)	249
湯 山	8,833	3,736	1,237	2,102	1,097	23.8	12.4	14(2)	267
久 米	30,368	13,415	4,435	6,122	2,969	20.2	9.8	39(2)	344
浮 穴	9,669	4,095	1,392	2,178	1,049	22.5	10.8	13(2)	315
小 野	17,540	7,504	2,179	4,640	2,360	26.5	13.5	23(2)	326
石井東	59,036	26,023	9,154	11,783	5,324	20.0	9.0	37(2)	321
石井西								44(3)	
久 谷	10,725	4,907	1,237	3,340	1,792	31.1	16.7	18(2)	273

地区名	地区人口 (人)	世帯数 (世帯)	幼年少 人口(人) 0-14歳	高齢者 人口(人) 65歳 以上	高齢者 人口(人) 75歳 以上	高齢化率 (%) 65歳 以上	高齢化率 (%) 75歳 以上	民生・児 童委員数 (人)	1人当た りの世帯 数(世帯)
浅海	1,305	565	84	510	280	39.1	21.5	5(2)	113
立岩	963	450	46	471	302	48.9	31.4	5(2)	90
難波	2,128	916	174	752	420	35.3	19.7	5(2)	183
正岡	2,243	946	218	785	444	35.0	19.8	5(2)	189
北条	8,126	3,625	1,017	2,402	1,230	29.6	15.1	16(2)	227
河野	5,909	2,426	859	1,714	783	29.0	13.3	9(2)	270
栗井	7,412	3,050	1,050	2,084	980	28.1	13.2	10(2)	305
中島	4,516	2,317	188	2,630	1,594	58.2	35.3	27(2)	86
松山市 全域	517,743	240,391	69,620	122,083	59,948	23.6	11.6	890 (85)	270

- ※ 出典：住民基本台帳人口（H25.10.1 現在）なお、道後と湯築及び石井東と石井西については住民基本台帳人口の集計方法により一つにまとめている
- ※ 65歳以上の高齢化率が40%以上、75歳以上の高齢化率が30%以上の地区については数字を網掛けにしている
- ※ 民生・児童委員数、（ ）は主任児童委員数で外数、H25.10.1 現在
- ※ 1人当たりの世帯数とは民生・児童委員（主任児童委員を除く）1人に対する地区別の担当世帯数

○興居島、中島の島しょ部や立岩、五明の山間部では幼年少人口が少なく、高齢化率が高くなっています。また、八坂、番町、東雲の市街中心地域においても周辺地域と比べて高齢化率がより高い数値となっています。

⑧ 地区別の産業別従事者数と構成比率

地区名	産業別従事者数					産業別構成比率			
	※1 産業従事 者総数 (人)	※2 第1次 産業(人)	※3 第2次 産業(人)	※4 第3次 産業(人)	※5 分類不能 産業(人)	第1次 産業 (%)	第2次 産業 (%)	第3次 産業 (%)	分類不 能産業 (%)
番 町	1,682	3	141	1,404	134	0.2	8.4	83.5	8.0
八 坂	2,314	5	242	1,861	206	0.2	10.5	80.4	8.9
東 雲	3,736	13	327	3,146	250	0.3	8.8	84.2	6.7
素 鷲	8,861	58	1,435	6,764	604	0.7	16.2	76.3	6.8
雄 郡	14,588	140	2,516	11,134	798	1.0	17.2	76.3	5.5
新 玉	5,764	41	822	4,525	376	0.7	14.3	78.5	6.5
清 水	11,716	96	1,393	9,356	871	0.8	11.9	79.9	7.4
味 酒	10,354	56	1,312	8,356	630	0.5	12.7	80.7	6.1
道 後	10,729	176	1,051	8,946	556	1.6	9.8	83.4	5.2
湯 築									
桑 原	11,741	157	1,614	9,470	500	1.3	13.7	80.7	4.3
余 土	10,705	146	2,277	7,956	326	1.4	21.3	74.3	3.0
垣 生	4,987	93	1,626	3,158	110	1.9	32.6	63.3	2.2
生 石	8,260	129	2,075	5,808	248	1.6	25.1	70.3	3.0
味 生	11,856	157	2,507	8,886	306	1.3	21.1	74.9	2.6
宮 前	6,689	80	1,323	5,105	181	1.2	19.8	76.3	2.7
三津浜	2,433	68	448	1,816	101	2.8	18.4	74.6	4.2
高 浜	3,232	141	641	2,381	69	4.4	19.8	73.7	2.1
興居島	645	379	49	181	36	58.8	7.6	28.1	5.6
潮 見	5,334	272	1,138	3,770	154	5.1	21.3	70.7	2.9
久 枝	8,813	170	1,751	6,660	232	1.9	19.9	75.6	2.6
和 気	5,351	183	1,405	3,630	133	3.4	26.3	67.8	2.5
堀 江	5,326	264	1,347	3,570	145	5.0	25.3	67.0	2.7
五 明	225	52	29	139	5	23.1	12.9	61.8	2.2
伊 台	2,779	211	418	2,092	58	7.6	15.0	75.3	2.1
湯 山	3,830	160	567	3,028	75	4.2	14.8	79.1	2.0
久 米	13,617	357	2,370	10,440	450	2.6	17.4	76.7	3.3
浮 穴	4,434	169	906	3,200	159	3.8	20.4	72.2	3.6
小 野	7,521	384	1,218	5,728	191	5.1	16.2	76.2	2.5
石井東	27,151	327	5,204	20,473	1147	1.2	19.2	75.4	4.2
石井西									
久 谷	4,758	618	1,015	2,889	236	13.0	21.3	60.7	5.0

地区名	産業別従事者数					産業別構成比率			
	※1 産業従事 者総数 (人)	※2 第1次 産業(人)	※3 第2次 産業(人)	※4 第3次 産業(人)	※5 分類不能 産業(人)	第1次 産業 (%)	第2次 産業 (%)	第3次 産業 (%)	分類不 能産業 (%)
浅海	674	219	127	311	17	32.5	18.8	46.1	2.5
立岩	465	161	109	175	20	34.6	23.4	37.6	4.3
難波	1,050	267	229	532	22	25.4	21.8	50.7	2.1
正岡	1,006	176	200	583	47	17.5	19.9	58.0	4.7
北条	3,541	98	933	2,357	153	2.8	26.3	66.6	4.3
河野	2,540	204	662	1,590	84	8.0	26.1	62.6	3.3
粟井	3,207	321	739	2,038	109	10.0	23.0	63.5	3.4
中島	2,450	1,536	114	745	55	62.7	4.7	30.4	2.2
松山市 全域	234,364	8,087	42,280	174,203	9,794	3.5	18.0	74.3	4.2

※ 出典：平成22年国勢調査

※ 道後と湯築及び石井東と石井西については国勢調査の集計方法により一つにまとめている

※1 産業従事者総数：15歳以上の就業者総数

※2 第1次産業：農業、林業、漁業

※3 第2次産業：鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業

※4 第3次産業：電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、その他サービス業、公務

※5 分類不能産業：いずれの項目にも分類しえない事業所が分類される

○興居島、中島の島しょ部や立岩、浅海、難波の旧北条地区の一部では他地区と比べ第1次産業の割合が高くなっています。

○垣生、生石、和気、堀江、北条、河野の沿岸地域では他地区と比べ第2次産業の割合が高いです。

○市内中心地と周辺地域は、他地区と比べ第3次産業の割合が高くなっています。

第3章

～計画の基本的な考え方～

1. 地域福祉計画の基本目標 —どんなまちを目指すか—

「みんなで、支えあい、助けあい、
安心して、暮らしてゆきたい、このまちで」

行政、事業者、そして地域住民が一丸となって地域の福祉を増進していくために、どのようなまち、地域を目指していくべきかを共有することが必要になってきます。そこで、「ささえあいプラン」では、引き続き第2期計画の基本目標である、「みんなで、支えあい、助けあい、安心して、暮らしてゆきたい、このまちで」を掲げることにしました。

「みんなで」

「みんな」とは、地域の住民だけでなく、行政や、事業者も含まれます。地域の住民が主体となって、そこに行政や事業者も積極的に関わることで、お互いに協力していこうという思いが込められています。

「支えあい、
助けあい」

地域で生活をしていく上で、家族をはじめ、近隣の住民等の助けがなければ、「日常で1人では解決できないことが起きたらどうしよう」「年を取ってから、買い物等の日常生活で手助けが必要になったらどうしよう」といった不安を抱えて生活することになるかもしれません。

また、ボランティア活動等の地域を支える活動を行っている団体も、住民一人ひとりの協力なしには成り立ちません。そうした意味で、地域の住民が積極的に支えあい、助けあいに参加していくことが重要になってきています。「支えあい、助けあい」という言葉には、そうした思いが込められています。

「安心して、
暮らして
ゆきたい、
このまちで」

行政、事業者、住民が一体となって福祉のまちづくりをすすめることで、この松山市を、いつまでも安心して暮らしてゆけるまちにしていきたいという思いが込められています。

2. 地域福祉計画の個別目標

(1) 地域コミュニティの形成

誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めるためには、行政が必要な福祉サービスを供給することはもとより、地域の住民が一つのコミュニティとしてまとまり、支え合っているよう、住民一人ひとりが積極的に地域の活動へ参加することが重要です。

本計画では「地域コミュニティの形成」を目標に掲げ、住民がまとまり地域の情報を活用することで、より活動しやすい環境を整えるための方策を定めました。

(2) 福祉サービスの健全な発達と適切な利用促進

誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めるためには、住民のニーズに合わせた質の高い福祉サービス事業を展開していく必要があります。また、福祉サービスについて住民が知り、理解することで、必要なサービスを適切に利用することができます。

本計画では第2期計画の目標であった「福祉サービスの健全な発達」と「福祉サービスの適切な利用促進」を一つにまとめ、住民が、継続した質の高い福祉サービスを受けられる環境を整えるための方策を定めました。

(3) 福祉の風土づくり

誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを進めるためには、自分たちが地域の福祉を支えていくという意識を地域で育成していくことが重要となります。また、防犯や虐待の対応についても、地域で考え、助け合う必要があります。

本計画では第2期計画の目標であった「福祉の風土づくり」を引き継ぎ、地域の住民が正しい知識を持って、高齢者や障がいのある方に対して分け隔てなく接することができるよう、福祉教育、ボランティア活動を充実させ、地域の安全・安心を確保するための方策を定めました。

3. 地域福祉計画の体系

「ささえあいプラン」では、第2期計画で定めた基本目標をもとに、3つの大きな目標を掲げました。そして、それぞれの目標に方策を設け、全体で10の方策を定めました。

また、各方策を実現するために、どのような取り組みを行うべきかを設定しています。

基本目標

「みんなで、支えあい、助けあい、
安心して、暮らしてゆきたい、このまちで」

目標	方策	取り組み
1 地域コミュニティの形成	(1) 住民参加の理解と促進	①地域福祉計画の周知 P25 ②地域活動への積極的な参加 P25
	(2) 地域活動の拠点づくり	①事務拠点の開拓 P32 ②活動拠点の開拓 P32
	(3) 地域情報の活用	①地域カルテの作成・情報発信 P37 ②災害時要援護者の支援 P37
	(4) 地域包括ケア体制の整備	①地域包括ケア体制の整備 P45
2 福祉サービスの健全な発達と適切な利用促進	(1) 福祉サービスの質の向上	①第三者評価制度の普及 P48 ②福祉従事者研修・福祉経営者研修 P48
	(2) 地域リーダーの養成	①地域福祉コーディネーターの養成 P54 ②民生・児童委員対応ハンドブックの作成 P55
	(3) 福祉サービスの適切な利用促進	①住民ニーズの把握 P57 ②福祉サービスの情報発信 P58 ③福祉総合窓口の充実 P58
3 福祉の風土づくり	(1) 福祉教育の充実	①学校における福祉教育の充実 P62 ②地域における福祉教育の充実 P62 ③発達障がいの理解と支援 P62
	(2) ボランティアの育成と活動支援	①ボランティア活動の参加促進 P66 ②ボランティアの育成 P67 ③寄付文化の醸成 P67
	(3) 安全・安心の確保	①見守り活動の充実 (松山市見守りネットワークなど) P70 ②子どもの防犯強化 P78 ③バリアフリーの促進 P78

※ 重点取り組みについては網掛けにしている

第4章

～現状と今後の取り組み～